

九十九里浜大地曳網漁業地帯における 土地移動の実態と性格

飯高家文書「田畠奥印帳」の検証

岩田みゆき

The Transfer of Land along the Kujukuri Coast Tow Net Fishing Zone: a Study of the Land Documents of the Itaka Family

はじめに

- ① 粧生村の概況
- ② 粧生村の「田畠奥印帳」の検討
- ③ 飯高家の水主・小作人の土地移動の特色

【原文要旨】

本稿は、近世中期以降大地曳網漁業が展開した九十九里浜沿岸村落における質地金融と、それにともなう土地移動の実態と性格を明らかにしたものである。この分析を通じて、漁業を中心とする生業とする集落の人々にとっての土地所有の意味や、質地金融という側面における村人の交流の実態を知るための一助としたい。本稿で分析の対象とした史料は、九十九里浜の中心部にある糠生村の網元飯高家に残された天保六年から明治初年にかけての三冊の「田畠奥印帳」である。これらの「田畠奥印帳」の分析から以下の点が明らかとなつた。まず質入の特徴をみると、質入地の大半が下田・下畠・下々畠であり、しかも一筆あたりの質入反別は細分化されていた。また、必ずしも借金の金額と土地の広さ・等級は比例していなかつた。さらに注目すべきは借金が返済できずに流地になつたものは極めてわずかであり、質地請返しの方をみてみると、質地の大半が質入者によって請戻されていたことが予想された。質入・質請の地

域的広がりをみると、糠生村を中心に関辺村落にまで広がり、糠生村村内でみると、納屋集落のものへの質入件数が多くみられた。また質入・質請の両方に名を出していいるものが全体の三〇%みられ、その中には飯高家の水主や小作人、納屋集落のものも含まれていた。このような状況が可能であったのは、ひとたび大漁であれば、地域全体の生活を潤し、水主や小作人であっても大金がころがりこむような状況の中で、わずかな土地を一時的には質入はするものの、漁があれば質入した土地の請返しが可能な状況が運くとも天保期にはこの九十九里には存在していたからである。これらの点は従来の小作人あるいは水主のイメージを再考する上でも重要であろう。